

北茨城市事業継続支援一時金支給要綱

制定 令和4年9月26日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格及び物価の高騰の影響を受け、事業収入が減少している事業者の経営の継続を支援するため、事業全般に広く使える資金（以下「一時金」という。）を支給することについて、北茨城市補助金等交付規則（昭和45年北茨城市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「事業者」とは、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）及び個人事業主（所得税法（昭和40年法律第33条）第229条の規定による届出をしている者をいう。）であって、市内に事業所等を有しているもの又は市内に住所を有するものをいう。

(支給対象者)

第3条 一時金の支給の対象となる事業者は、主な事業が宿泊業以外の者であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 令和4年4月から9月までのいずれかの月（以下「対象月」という。）に係る事業収入において、平成31年から令和3年までのいずれかの年（以下「基準年」という。）の同月の事業収入と比較して30%以上減少した月がある、又は令和4年4月から9月までの経常利益（事業収入から売上原価及び経費を差し引いた金額。以下同じ。）が、基準年の経常利益の2分の1に当たる金額と比較して10%以上減少していること。

(2) 第5条の規定による申請をした日において、次のいずれにも該当する事業者であること。

ア 引続き3月以上事業を営んでおり、今後も継続する意思を有していること。

イ 市税等の滞納がないこと。

ウ 確定申告を行っていること。

(3) 北茨城市暴力団排除条例（平成24年北茨城市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等でない事業者であること。

(一時金の額等)

第4条 一時金の額は1事業者当たり20万円とする。

2 一時金の支給は、1事業者につき1回限りとする。

(支給申請)

第5条 一時金の支給を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、令和5年1月31日までに事業継続支援一時金支給申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 直近の確定申告書の写し
 - (2) 対象月の事業収入を証する書類及び基準年における対象月と同月の事業収入を証する書類又は令和4年4月から9月までの経常利益を証する書類及び基準年の経常利益を証する書類
 - (3) 振込先の口座が確認できる書類
 - (4) 市内に事業所等を有している個人事業主であって、市外に住所を有するものにあつては、現住所地における市税等に未納がないことが確認できる書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (申請の特例)

第6条 令和3年4月から令和4年3月までの間に開業した申請者は、第3条第1号中、「平成31年から令和3年までのいずれかの年（以下「基準年」という。）の同月の事業収入」を、「開業日から令和4年3月までの事業収入を開業日が属する月から令和4年3月までの月数で除した金額」に、「基準年の経常利益の2分の1に当たる金額」を、「開業日が属する月から令和4年3月までの経常利益を開業日が属する月から令和4年3月までの月数で除した後、6倍した金額」に読み替えて申請できるものとする。

(支給決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、事業継続支援一時金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定を受けた事業者に対し、速やかに一時金を支給するものとする。

(一時金の返還)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により一時金を受給したと認めたときは、既に支給した一時金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。